

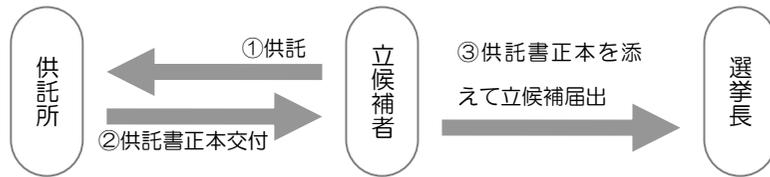
供託について

【厚真町議会議員選挙用】

▼選挙における供託とは

立候補の届出に当たり、国の機関である供託所に所定の金銭等を寄託することです。公職選挙法により義務づけられています。

▼選挙供託の流れ



▼供託の方法

札幌法務局苫小牧支局にて供託申請手続後、北洋銀行苫小牧中央支店にある日本銀行代理店窓口において、**供託金15万円を現金で納付してください**。窓口で供託金を納付した後、供託書を選挙長に提出してください。

なお、供託はオンライン申請も可能です。オンライン申請を希望される方がいれば、個別に利用方法を説明しますので、法務局にお尋ねください。

《供託金の納付方法について》

日本銀行代理店窓口で納付のほか、供託官の口座に振込む方法と電子納付による方法がありますが、期限内に供託を終了させるためには、日本銀行代理店窓口で納付する方法が最も確実です。

▼【供託できる場所】

全国の供託所において供託することが可能です。

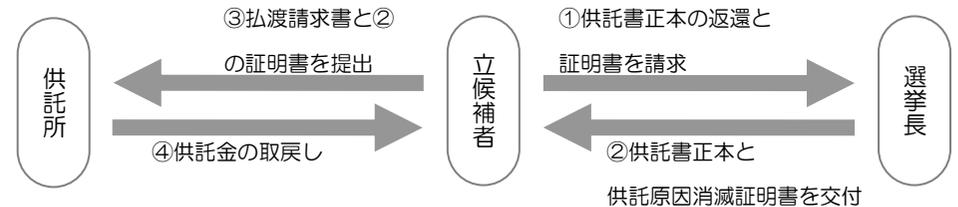
【開庁時間】 8:30~17:15 (土・日・祝日除く)

*なお、日本銀行苫小牧代理店の営業時間(平日15時まで、告示日17時まで)の関係から、平日は**14:00**まで、告示日は**15:30**まで

を目安として供託所(札幌法務局苫小牧支局)へお越し下さい。

▼選挙における供託金の取戻し

得票数が選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)をもって有効投票総数を除して得た数の10分の1に満たなかった場合は、厚真町に没収されます。反対にその数を超えれば、選挙の当選、落選にかかわらず供託者は取戻しを請求できます。(郵送請求可)取戻しの請求方法については、「供託金の取戻し方法」の資料を参照してください。



▼供託できる期間と取戻しできる期間

4月18日(火)が最後の供託可能日となります。余裕を持って**4月14日(金)**までに供託を済ませておくことをおすすめします。

また、取戻しができる期間は**5月9日(火)**以降となります。

		告示日		選挙日	異議申出期間	
~4月14日(金)	4月15日(土)~4月16日	4月17日(月)	4月18日(火)	4月23日(日)	~5月8日(月)	5月9日(火)~
供託可能	供託所閉庁につき供託不可	供託可能	供託可能	供託不可	取戻請求不可	取戻請求可能

※ 本資料は、札幌法務局苫小牧支局で供託手続を行っていただくことを前提に作成しています。その他不明な点がありましたら御連絡ください。

〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目3番7号

札幌法務局 苫小牧支局(担当:総務課)

電話0144-34-7151